令和８年度　リハビリテーション学部同窓会総会　議事録

日　時：令和８年11月23日（月）10:30～10:50
場　所：西九州大学リハビリテーション学部棟３階732講義室
出席者：20名
司　会：浦田　大介
議　長：PT13期卒業生　山口力生氏

1　会長挨拶

2　本総会について
本会の会員数は768名であり、出席者20名、委任状77名であった。
西九州大学リハビリテーション学部同窓会会則第６章第28条により、構成員の10分の１を満たすため、本総会が成立することが確認された。

3　議長の選出
西九州大学リハビリテーション学部同窓会会則第６章第27条により議長の選出が行われ、PT13期卒業生 山口力生氏が指名された。

≪審議・報告事項≫
1　令和７年度 事業報告・会計報告について
浦田会長より資料に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

2　令和８年度 事業計画（案）・予算（案）について
浦田会長より資料に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

3　西九州大学リハビリテーション学部同窓会会則の一部改正（案）について
浦田会長より資料に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

文責　OT3期卒業生　牛草　恵美

（議事録署名人）

議　長：リハビリテーション学部PT13期卒業生　山口力生

議事録署名人：リハビリテーション学部同窓会会長　浦田大介

令和８年 11 月 23 日（祝月）10:30－11:00

令和８年度 西九州大学リハビリテーション学部同窓会 総会

１　審議・報告事項		
（１）令和７年度の事業報告・会計報告について	同窓会会長	P2~
（２）令和８年度の事業計画（案）・予算（案）について	同窓会会長	P4~
（３）西九州大学リハビリテーション学部同窓会会則の一部改正（案）について	同窓会会長	P6~

令和 7 年度 西九州大学リハビリテーション学部同窓会 事業報告

【事業部・福利部】

1. 西九州大学リハビリテーション学部 PT・OT 国家試験受験生に対する応援グッズの贈呈
   令和 7 年度に PT・OT 国家試験を受験した学部生に対し、応援グッズを贈呈した。
2. 西九州大学を卒業する学部生への記念品の贈呈
   令和 7 年度に西九州大学リハビリテーション学部を卒業した卒業生へ記念品を贈呈した。

【卒後研修委員】

12 期同窓会役員が、卒後研修会の企画・運営を行った。豊橋創造大学の西啓太先生と飯田病院の久木﨑航先生をお招きし、研修会を開催し、たくさんの参加者にご参加いただいた。対象者は自身の臨床と照らし合わせながら熱心に聴講されており、対面形式ならではの一体感のある研修会となった。

【広報部】

リハビリテーション学部同窓会広報誌を作成し、発刊した。同窓会の会員や R7 年度の卒業見込み者、教職員に配布し、たくさんの人に目を通していただいた。

【事務局】

1. 会議の開催及び運営（月 1 回の役員会議、総会）
   ZOOM 等を用い、月 1 回のオンライン会議を実施した。
2. 同窓会本部として、会員からの連絡窓口、事務窓口業務を行った（住所変更等の確認）。
3. 会費の納入業務、会費の管理を行った。財務状況については、別紙を参照いただきたい。

令和7年度　リハビリテーション学部同窓会財務報告書

1．収入の部

単位；円

項目	金額	内訳
前年度より繰り越し	¥426,155	
入会金（15期卒業生）	¥490,000	15期卒業生 49名（@10,000円）
調整費（利息等）	¥1,249	
収入合計（A）	¥917,404	

2．支出の部

単位；円

項目	金額	小計	内訳
卒後研修会開催費用	¥562,651	¥236,964	講師謝礼金等
広報部費		¥130,460	広報誌作成、発送費用、HP管理運営
福利部費		¥13,977	卒業記念品等
同窓会役員活動費（費用弁償）		¥181,250	会議費、交通費
支出合計（B）	¥562,651	¥562,651	
次年度繰越金（A－B）	354,753		

監事報告書

西九州大学リハビリテーション学部同窓会　会計監査を実施致しました。

監査の結果、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの財務管理が適切に行われたことを認めます。

令和8年　4月　2日

監　事　：　小松洋幸　印

中村雅彦　印

令和 8 年度 西九州大学リハビリテーション学部同窓会 事業計画（案）

【事業部・福利部】

1. 西九州大学リハビリテーション学部 PT・OT 国家試験受験生に対する応援グッズの贈呈
   令和 8 年度に PT・OT 国家試験を受験する学部生に対し、応援グッズを贈呈する。

~~2. 西九州大学を卒業する学部生への記念品の贈呈~~
   ~~令和 8 年度に西九州大学リハビリテーション学部を卒業する卒業生へ記念品を贈呈する。~~
   （取り下げ）

【卒後研修委員】

卒後研修会を開催し、会員の自己研鑽を図るとともに、会員相互の交流を図り、母校と医療分野の発展に寄与する。

1. PT 専攻

テーマ：間質性肺炎患者を外来でどう支えるか～呼吸リハビリテーションの実践～
日　程：令和 8 年 11 月 23 日（祝・月）　9：00～10：30
会　場：西九州大学神埼キャンパス 7 号館
講　師：松本 雄次 先生（かとうクリニック 内科・呼吸器内科）
　　西九州大学リハビリテーション学科 理学療法学専攻 2 期 卒業生　初代同窓会 会長

2. OT 専攻

テーマ：認知予備能から捉える高齢者の生活機能～客観的認知機能と実際の生活機能の乖離～
日　程：令和 8 年 11 月 23 日（祝・月）　11：00～12：30
会　場：西九州大学神埼キャンパス 7 号館
講　師：石田 恭涼 先生（医療法人 八女発心会 専門学校 久留米リハビリテーション学院）
　　西九州大学リハビリテーション学科 理学療法学専攻 7 期 卒業生

【広報部】

会員に対し、同窓会主催のイベント・研修会などの活動を広報する。

1. 広報誌の作成
2. 卒後研修会や福利部企画のイベント等の広報

【事務局】

同窓会活動を円滑に運営するため、学部と連携し、会員の情報集約を行い、同窓会活動の適切な遂行に務める。

1. 会議の開催及び運営（月 1 回の役員会議、総会）
2. 同窓会本部として、会員からの連絡窓口、事務窓口業務を行う（職場の変更等の確認）
3. 会費の納入業務、会費の管理を行う。

R8年度リハビリテーション学部同窓会予算案

1．収入の部

単位；円

項目	金額	内訳
前年度より繰越	354,753	
R8年度会費収入	300,000	会費10,000円×16期卒業生30名
収入合計（A）	654,753	

2．支出の部

単位；円

項目	金額	内訳
卒後研修会	120,000	講師謝礼金、交通費、他
広報部	130,000	同窓会HP運用費、広報誌印刷費 他
福利部	200,000	イベント費、記念品 等
同窓会役員活動費	180,000	役員会議（1回/月）、研修会運営活動費、他
支出総計	630,000	
予備費	24,753	

西九州大学　リハビリテーション学部　同窓会

組織体制（構成）

会長

副会長

監事

事務局　　卒後研修　　事業部・福利部　　広報部

西九州大学　リハビリテーション学部　同窓会会則

第１章　総　　則

（主 旨）

第 1 条　この規約は西九州大学リハビリテーション学部同窓会（以下「本会」という）の運営に必要なことを定めることを目的とする.

（名称）

第 2 条　本会は西九州大学リハビリテーション学部同窓会と称す.

（事務部）

第 3 条　本会は事務部を西九州大学リハビリテーション学部に置く.

（目的）

第 4 条　本会は西九州大学卒業生としての人格的，倫理的ならびに学術的技術の向上を図るとともに，会を通じて会員相互間の新睦を図り，併せて母校の発展栄誉のために後援し，後輩の力となるよう貢献，寄与することを目的とする.

（事業）

第 5 条　本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う.

1. 理学療法，作業療法の各分野における学術技能に関する事項（卒後研修）.
2. 会員相互間の連絡ならびに親睦に関する事項.
3. 母校の発展及び社会の寄与に関する事項.
4. その他，本会の目的達成のために必要な事項.

第２章　会　　員

（種別）

第 6 条　本会に正会員及び賛助会員を置く.

（資格）

第 7 条　本会の正会員及び賛助会員となる資格を次の通りとする.

1. 本会の正会員は会費を納入した西九州大学リハビリテーション学部卒業生とする.
2. 賛助会員は西九州大学リハビリテーション学部教職員とする.

（会員の義務）

第 8 条　全会員は，本会の目的のために協力し，住所，氏名，勤務先などを変更したときは、すみやかに本部に連絡する.

（入会と退会）

第 9 条

1. 本会の会員は西九州大学リハビリテーション学部卒業と同時に入会となる．
2. 本会の会員は，次の事項に該当するときは，退会したものとみなす．
   (1) 死亡したとき
   (2) 本会の会員が，その旨を会長に届け出て，会長がそれを受理したとき．

（除名）

第 10 条　会員に対して本会の名誉を毀損し，または会則に反するような行為があったときは総会の決議により除名することができる．

（会費）

第 11 条　本会の正会員は，別に定める会費を卒業時に納入しなければならない．未納入の場合は既納の会費は理由のいかんを問わず返還しない．

第 3 章　役　員

（種別）

第 12 条　本会に次の役員を置く．

1. 会　長：1 名
2. 副会長：2 名以内
3. 監　事：2 名以内

（選出）

第 13 条　役員の選出は次の通りとする．

1. 会長は，正会員の中から総会において選出する．
2. 副会長，監事は会長が推薦し，総会の承認を受ける．

（職責）

第 14 条

1. 会長は本会を代表し，会務を統括する．
2. 副会長は会長を候補し，会務を統括する．また，会長がその職務遂行に支障をきたしたときは，その職務を代行する．
3. 監事は，会の業務および財産の状況を監査する．

（任期）

第 15 条　役員の任期は通りとする．

1. 役員の任期は 2 年とする．ただし，再任を妨げない．
2. 補佐役員の任期は前任者の在任期間とする．
3. 辞任また任期終了の場合においても，後任者が就任するまではその職務を行わなければならない．

第 4 章　顧　　問

（顧問）

第 16 条　本会に顧問を置くことができる．

第 5 章　代議員

（選出）

第 17 条　代議員は学科毎の卒業各期の正会員の中から選出された 2 名とする．

（職責）

第 18 条

1. 役員会に出席する．
2. 卒業各期の正会員の親睦を図る．
3. 卒業各期の代表者として理事との連絡を保つ．
4. 本会の事業を円滑に行うために，役員と協力し各事業の企画立案や実施を行う．

（任期）

第 19 条　任期は設けないが，変更時は役員会に届け出る．

第 6 章　会　　議

（種別）

第 20 条　会議は総会，役員会，代議員会とし，総会は定期総会および臨時総会とする．

（構成）

第 21 条　1. 総会は正会員をもって構成する．

2. 役員会は，会長，副会長，代議員をもって構成する．
3. 代議員会は，代議員をもって構成する．

（機能）

第 22 条　総会は，この会則に規定するもののほか，次の事項を議決する．

1. 事業計画の決定．
2. 事業報告の承認．
3. 予算および決算の承認．
4. その他，本会の運営に関する重要事項．

第 23 条　役員会は，この会則に規定するもののほか，次の事項を議決する．

1. 総会の議決した事項の執行に関する事項．
2. 総会に付議すべき事項．
3. その他，総会の議決を要しない会務の執行に関する事項．

第 24 条　代議員会は，会長または役員会が，代議員で審議する必要があると判断したものについて審議する．

（招集）

第 25 条　議会は会長が招集する．

（開催）

第 26 条　1. 定期総会は毎年 1 回会長が招集する．

2. 臨時総会は役員会が必要と認めたときまたは会員の 3 分の 1 以上の要求があったときに，会長が招集する．
3. 理事会は会長が必要と認めたときまたは役員の 3 分の 1 以上の要求があったときに，会長が招集する．

（議長）

第 27 条　1. 総会の議長は出席会員の中から選出する．

2. 理事会の議長は会長がこれにあたる．

（定足数）

第 28 条　会議は，構成員の 10 分の 1 以上の出席（委任状を含む）がなければ成立しない．

（議決）

第 29 条　会議の議事は，出席構成員の過半数の同意をもって決し，賛否同数の時は議長が決する．

第 30 条　会則の変更は，出席構成員の 3 分の 2 以上の同意をもって決定する．

（書面表決）

第 31 条　やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は，あらかじめ通知された事項について書面をもって委任することができる．

（委員会）

第 32 条　会員は必要に応じて委員会を設置することができる．ただし，選挙管理委員会はこれを含まないものとする．

第 7 章　資産および会計

（資産の構成）

第 34 条　本会の資産は次の各号をもって構成する．

1. 会費
2. 寄付金品
3. 資産から生ずる収入
4. その他の収入

第 35 条　本会の資産は，会長がこれを管理し，その方法は総会の議決による．

（会計年度）

第 36 条　本会の会計年度は，毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる．

第 8 章　役員の活動費

（役員活動費）

第 37 条　日常の活動を行っていくための交通費等に充てるために、別に定める規定に基づき活動費を支給する。費用弁償のため源泉徴収はしない。

第 9 章　研修会について

（研修会）

第 38 条　1. この申し合わせは，研修会に関し必要な事項を定める．講師への謝礼料（90 分）は ~~30,000 円~~ 15,000 円を基本とする．

2. 講師への交通費，食費，宿泊費などの必要経費が発生した場合には，上記とは別に本会が負担する．
3. 研修会の参加費は，本会がすべて負担する．

（広報）

第 39 条　1. 西九州大学リハビリテーション学部卒業生，卒業生が在籍する施設，在学生に対し研修会やイベントなどの広報を行う．

2. 研修会などに関して，会場の収容人数に余裕がある場合は SNS などを用いて正会員以外への広報を行う．

第 10 章　雑　　則

第 41 条　本会則の施行について必要な事項は本会則で別に定められたものを除いて役員会に委任する．

付則　本会則は，令和元年 11 月 2 日より施行する．

細　　則

Ⅰ．会計に関する頃

1. 本会の正会員は卒業時に入会費として 10,000 円を納入しなければならない．ただし，その後は徴収しない．
2. 臨時支出額が 10,000 円を超える場合は，会長，副会長，理事の過半数の承認を必要とする．
3. 臨時支出額が 10,000 円以下の場合は，会長の判断で支出できる．
4. 会の収支予算は，会計年度内におけるすべての収入及び支出の予定を計上し，総会の決議により定める．
5. 収支決算は，その年度末における財産目録とともに監事の監査を経て，総会の承認を得なければならない．

Ⅱ．選挙の頃

1. 役員の選挙は会則第 13 条に基づきこの会則によって行う．
2. 選挙を行うため選挙管理委員会を置く．
3. 選挙管理委員会は 2 名とし，総会において選出する．
4. 会長の選挙は，会員の自由意志または推薦により立候補できる．
5. 立候補者がいないときにおいては役員会において立候補者を推薦する．
6. 選挙は総会において直接無記名投票による．
7. 立候補者が定数の場合は無投票当選とする．

Ⅲ．細則改正の頃

本会細則は理事会において決定し，総会に報告する．